

2026年5月14日

各位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 茂 寿  
(コード：3185東証グロース市場)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長 今 浦 史 尊  
(TEL. 072-761-9293)

## 経営支援料に関する契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社である RIZAP グループ株式会社（以下、「RIZAP グループ」といいます。）に対する経営支援料等について合意し、RIZAP グループとの間で経営支援料等の支払に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事実の概要

##### (1) 契約締結の経緯

当社は、RIZAP グループとの資本業務提携を実施して以来、同社から継続的に収益改善策などの経営再建支援をはじめ、経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、I R、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など経営全般の支援を受けております。

前期（2025年4月1日から2026年3月31日までの期間）においては、期中の事情変化への対応を目的として、四半期毎に経営支援料の要否を判断のうえ契約を締結する方式としておりました。

なお、前期においては、2025年4月から6月（第1四半期）、2025年7月から9月（第2四半期）、2025年10月から12月（第3四半期）及び2026年1月から3月（第4四半期）を対象期間とする経営支援料契約について、それぞれ親会社との個別協議を経て契約を締結しておりました。なお、各対象期間に係る経営支援料は、2025年4月から6月が6,291千円、2025年7月から9月が5,391千円、2025年10月から12月が5,391千円、2026年1月から3月が900千円であります。

しかしながら、当社を含むRIZAP グループ子会社各社（以下「RIZAP グループ子会社」ということがある。）における経営支援料の総額は、期初の算定に基づき決定されるものであることや、契約形態の安定性・予見可能性の観点から、当期においては従来の取扱いである通期契約方式に戻すことといたしました。

これを踏まえ、当社は、2026年4月1日から2027年3月31日までの期間に係る経営支援等について、RIZAP グループとの間で契約を締結するものであります。

なお、本契約における経営支援料については、RIZAP グループ子会社各社の純資産、売上高及び営業利益の規模等に応じて形式的に算定される変動部分と、各社同額を負担する固定部分に

区分されております。

当社は、2027年3月期の連結業績予想において営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであることから、当社の財務状況等を踏まえ、協議の結果、経営支援料は減額調整後の金額として合意しております。

(2) 本契約の内容

- ア 相手方 RIZAP グループ株式会社
- イ 対象期間 2026年4月1日から 2027年3月31日  
(なお、本契約は2026年4月1日に遡って効力を生じます。)
- ウ 支払額 本契約に基づく経営支援料等の算定総額は、10,800,000円  
(月額900,000円)であり、その内訳は以下のとおりです。

a) 経営全般の運営支援に対する経営支援料

9,600,000円 (月額800,000円)

b) 役員派遣に対する経営支援料

1,200,000円 (月額100,000円)

※上記金額に加え、消費税等相当額を支払います。

- エ 支払時期 上記対象期間に係る各月末日  
※但し、4月分については5月分と合算して5月末日に支払う。
- オ 算定ロジック ①各社の「2026年3月末純資産」・「2027年3月期売上高計画値」・「2027年3月期営業利益計画値」の、それぞれグループ会社の合計に対する構成比を算出
- ②RIZAPグループの「2027年3月期経費計画値」から、「直接的な株主活動費」を控除後、RIZAPグループの部門毎にマークアップして算出した1,650百万円について、各社同額を割振る部分(9.6百万円×10社=96百万円)と各社の純資産・売上高・営業利益の規模を考慮して形式的に金額を算定する部分(1,650百万円-96百万円=1,554百万円)に区分
- ③各社の純資産・売上高・営業利益の規模を考慮して形式的に金額を算定する部分については、3分の1(518百万円)を純資産連動部分、3分の1(518百万円)を売上高連動部分、3分の1(518百万円)を営業利益連動部分として設定し、それぞれ①で算出した各社ごとの構成比にて各社別に按分
- ④激変緩和措置として、③で算出した各社ごとの金額が前期(計算値)に対して下限90%~上限110%となるよう上下限を設定
- ⑤10社(RIZAP(株)・MRK・REXT・アンティローザ・BRUNO・夢展望・SDE・五輪・一新・リビング)については、各社同額を割振る部分(9.6百万円)を加算

また、本契約に定める対価額の対象となる、RIZAP グループから当社に対する経営支援等の内容は、当社及び RIZAP グループ間で 2021 年 1 月以来交渉を繰り返して決定された、同月から同年 3 月までの期間の当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであります。

## 2. 決定の理由

当社としては、本契約の合理性について RIZAP グループ子会社で構成される子会社協議会に参加し、または個別に面談することにより RIZAP グループ側と協議を重ね、複数回にわたって契約締結の是非について検証しました。RIZAP グループは、当社を含む同社グループに属する各社と一丸となり、同社グループ間の横断的な各種経営対策を実施し、同社グループ全体のコスト適正化・合理化をはじめ、各社の収益力の改善、競争力向上を推進しております。当社がさらなる企業価値向上を推進していくためには、引き続き、RIZAP グループの経営支援を受けることが最善であり、前期に引き続き今期においても、先行き不透明な経営環境のもと、RIZAP グループの経営資源を活用することで、実効性の高い収益基盤強化の施策の推進力を高めることができ、その結果、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、RIZAP グループと協議のうえ、本契約を締結することといたしました。

また、本契約における経営支援料については、各社の純資産、売上高及び営業利益の規模等に応じて算定される変動部分と、各社同額を負担する固定部分に区分し協議を行ったうえで、当社の財務状況等も勘案し、減額調整後の金額にて合意しております。

当社は、2027 年 3 月期の連結業績予想において営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであることを踏まえ、RIZAP グループとの協議の結果、経営支援料については固定部分を中心とした内容としております。

一方で、固定部分及び役員派遣に係る費用については、RIZAP グループから継続して提供を受ける経営支援体制の維持に必要な費用であり、当社としても合理性があるものと判断しております。

## 3. 支配株主との取引に関する事項

本契約は、当社の親会社である RIZAP グループとの取引となります。株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025 年 6 月 30 日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、事前に支配株主からの独立性を有する社外取締役監査等委員 2 名

（古川純平氏、木谷倫之氏）と外部の弁護士 2 名（天井政彦弁護士（ガーディアン法律事務所）、小野聡弁護士（ライブラ法律会計事務所））で構成した特別委員会の意見書に基づ

き、本日開催の取締役会において検討を行いました。なお、外部弁護士2名については、従前からの関与状況等も踏まえ、支配株主からの独立性及び専門性等を考慮のうえ選定しております。当該取締役会では、支配株主と利害関係のない取締役5名（代表取締役である津田茂寿氏、社外取締役である岡澤耕氏、取締役監査等委員である佐藤信治氏、社外取締役監査等委員である古川純平氏および木谷倫之氏）が出席しました。まず検討の結果、親会社グループの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があると認められること、本契約の対象となる経営支援等を引き続き RIZAP グループから受けることは、今後の当社の更なる成長のために必要不可欠であること、経営支援等の役務提供の一部については当社及び RIZAP グループ間でその要否及び内容を取り決めるとともに、対価額が合意した後であっても、当該合意において役務及び対価の額の前提とされた事実著しい変動が生じた場合、必要に応じて、協議の上、当該役務又は対価の額の見直しに関して合意をすることができるという柔軟な対応が予定されている。また、本契約においては、各社の純資産、売上高及び営業利益の規模等に応じて算定される変動部分と、各社同額を負担する固定部分を区分したうえで、当社が 2027 年 3 月期の連結業績予想において営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであることを踏まえ、協議の結果、減額調整後の契約内容となっていること、さらに、RIZAP グループからの役員派遣に関しては、当社では当該役員に対し役員報酬を支給しておらず、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額も、当社の現状を勘案しても適正であると確認し、十分な審議を行い、出席取締役のうち審議および決議に加わった取締役の全員一致により決議を行いました。従いまして、本契約の締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約における対価につきましては、RIZAP グループより提供される役務等（経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、I R、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など、経営全般の支援等）の価値及び提供の実態を基に算定される費用負担に応じて、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる役務提供等の対価を定めるように算定しており、上記特別委員会から、本契約において具体的な対価額を定める経営支援等の役務提供は、従前から RIZAP グループから当社に対して実施されてきた実績があり、当社にとって一定の有益な効果をもたらしていること、本契約所定の対価額の算定基準は、当社及び RIZAP グループ間で繰り返し行われた協議を経て決定された当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであって、そのことは RIZAP グループとの間でも確認されていること、また、本契約においては、当社の 2027 年 3 月期の連結業績予想及び財務状況等を踏まえ、RIZAP グループとの協議の結果、経営支援料を減額調整後の金額として合意しており、当社の財務状況にも配慮した契約内容となっていること、その他後記（3）に挙げる各事項に照らし、本契約所定の対価額は公正な取引価格として合理的であると判断しているとの意見を受領しております。

なお、当社の役員である塩田徹氏は、支配株主または、関係会社の役職員を兼務しているため、特別利害関係人として本件意思決定の審議および決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

2026年5月14日開催の取締役会において、前記(1)の特別委員会作成に係る2026年5月14日付意見書を入手し、本契約を締結することにつき、以下の理由から、当社ひいては当社少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとの意見を頂戴しております。

①当社は、2020年度から2025年度まで年度毎に本件契約と同一趣旨の内容の契約（以下「従前の契約」という。）を締結し、これに基づく支払いを行ってきた。本件契約においても、2025年5月12日付意見書において述べた「契約締結の前提事実」及び「本件契約締結を必要とする事情（業績回復や資金調達などにおけるグループ経営の有用性・人的関係、取引関係における有用性）」については大きな事情の変化はなく、特別委員会の見解は本件契約についてもそのままあてはまると考えられる。

②本契約における経営支援料の算定基準については、当社を含むグループ各社の純資産、売上高及び営業利益の規模に応じた構成比に基づく按分により算定される部分と、各社が等しく負担する固定負担分を組み合わせた方式が採用されており、さらに激変緩和措置が講じられている。また、当社については、2027年3月期の連結業績予想において営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであることを踏まえ、当社の業績見通し及び財務状況等を踏まえた対価水準となっていることから、当社の財務状況にも一定の配慮がなされた契約内容であると考えられる。

③本契約に定める対価額に関する交渉の態様としては、RIZAPグループの子会社のうち、株式を金融商品取引所に上場している複数の子会社が参加して、RIZAPグループとの間で協議の機会を設け、討議及び検討を行い、その過程において、監査法人、弁護士等の各種専門家から聴取した意見及び回答を踏まえて、本契約を締結することによるリスクを含め、所要の検討を行ったと認められ、また、RIZAPグループ上場子会社が経営支援料に関する契約締結や同契約に基づく支払いの是非について協議、検討するため子会社協議会（議長：小野聡弁護士）が定期的に開催されているが、本契約所定の対価額の算定基準は、RIZAPグループとグループ各社間で2か月に1回ないし2回定期的実施された子会社協議会における協議を経て決定されたものであって、そのことはRIZAPグループの間でも確認されており、十分慎重に検討が重ねられており妥当であると考えられる。

④固定負担分については、近時、子会社各社の個別事情に応じた経営支援料の減額又は免除を認めた結果、その減額分を親会社が負担する状況が継続し、親会社における経営支援体制の維持に影響を及ぼし得る状況となっていたことを踏まえ、経営支援体制を安定的に維持する観点から見直されたものである。具体的には、本契約においては、固定負担分を前期の月額200千円（年間2,400千円）から月額800千円（年間9,600千円）へ増額している。また、本契約においては、当社が2027年3月期の連結業績予想において営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであることを踏まえ、RIZAPグループとの協議の結果、経営支援料については減額調整後の内容となっている。当該固定負担分については、親会社の経営の安定を通じてグループ全体の信用力及び経営基盤の維持・強化に資するものであり、結果として当社の企業価値向上にも資するものと考えられることから、その合理性が認められる。

⑤本契約は、期初に通期の契約を締結する方式を採用しているが、当該方式は従前より採用されてきた基本的な契約形態であり、契約形態としての合理性が認められる。また、本契約においては、当社の業績予想及び財務状況等を踏まえた対価水準としており、当社の財務状況にも配慮した柔軟な契約内容となっている。契約形態の安定性及び予見可能性の観点からも相当であり、特段不合理な点は認められない。

⑥本件経営支援料は、RIZAP グループにおいて実際に発生している経営支援コストを基礎として算定されるものであり、同社は約 200 名の従業員を擁し、当該従業員がグループ各社に対する経営支援等の役務提供に従事している実態が認められることから、その費用を各社で分担することには合理性がある。また、本契約においては、当社の業績予想及び財務状況等を踏まえた減額調整後の内容となっており、固定部分及び役員派遣に係る費用を中心とした契約内容となっている。当該対価水準についても過大とは認められず、さらに本契約の締結にあたっては合理的な情報収集及び検討が行われていることから、本契約に係る法的・税務的リスクは限定的であると考えられる。

⑦さらに、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、本契約締結に関して当社において協議をする際は、当社の取締役のうち、RIZAP グループの役職員を兼務する取締役はオブザーバーとしての参加にとどめ、RIZAP グループからの派遣でない津田代表取締役、岡澤取締役、古川取締役監査等委員、佐藤取締役監査等委員および木谷取締役監査等委員が中心となり協議を行い、また、当社取締役会は RIZAP グループから独立した特別委員会から意見を聴取するなどして、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が図られている。

#### 4. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響につきましては、本契約に基づく支払予定額を前提として、2026 年 5 月 14 日に公表した「2026 年 3 月期（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）決算短信」に記載の 2027 年 3 月期連結業績予想に織り込んでおります。

以上